

# 資料

令和 7 年 第 4 回 定例会

議案 參考資料

(追加分)



## 議案第80号

## 令和7年度いなべ市一般会計補正予算（第6号）

12月追加補正予算の内容は、下記のとおりです。

## 記

	(補正額)	予算書
1 物価高対応子育て応援手当事業（こども政策課）	217,173千円	P11
物価高が長期化する中、特に子育て世帯を支援するため、児童1人当たり3万円を支給します。物価高対応子育て応援手当として支給する2万円に上乗せして、いなべ市独自の物価高騰対応事業として物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の一部を活用し、児童1人当たり1万円を支給します。		
支給対象児童は、7,100人を想定しています。		

## 物価高対応子育て応援手当（仮称）

こども家庭庁

- 物価高の影響を強く受けている子育て世帯に対し、**物価高対応子育て応援手当（仮称）** を支給

### 物価高対応子育て応援手当（仮称）

- 0歳から高校3年生まで<sup>(注)</sup>のこども達に、

**1人あたり**2万円**を支給**

・所得制限なし

・自治体が保有する子育て支援関連システムを活用し、「プッシュ型」で支給

・可能な限り早期に支給開始



子育て世帯を支援し、我が国のこども達の健やかな成長を応援



(注) 平成19年4月2日から令和8年3月31日までに出生した児童

関連する法令・予算

・物価高対応子育て応援手当（仮称）の支給（予算／こども家庭庁）

## 制度の目的

児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としています。

## 支給対象

いなべ市に住所を有し、0歳～高校生年代まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

- 父母がともに児童を養育している場合は、児童の生計を維持する程度の高い方（所得の高い方）が受給者となります。
- 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給されます（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は児童と同居している方に優先的に支給されます。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給されます。

## 支給額

支援対象	児童手当（月額）
 0歳～3歳未満	1.5万円
 3歳～小学生	1万円
 中学生	1万円
 高校生	1万円
	第3子以降 3万円

※ 第1子、第2子などの数え方は、0歳の子どもから、22歳に到達した年度の3月31日を迎えていない年齢までの子どもの人数を、年齢が上の子どもから順に数えます。すでに22歳に到達した年度の3月31日を迎えた子どもも、施設に入所している子どもは第1子、第2子などを数える対象となりません。

## 支給開始時期

申請した月の翌月分の手当から支給します。ただし、出生や転入した日（異動日）が月末に近い場合、異動日の翌日から15日以内に請求すれば、異動日の翌月分の手当から支給します。

## 支給時期

年6回（偶数月の10日。10日が土日、祝日の場合は、その日以前の金融機関の営業日）支給月の前月分までを受給者が指定した金融機関口座へ振り込みます。

支払い通知書（はがき）は送付されませんので、支給状況は通帳記帳等にてご確認ください。

※受給資格が消滅した場合（転出等）は、下記以外の月に支給することができます。

支給月	手当対象月
8月	6～7月分
10月	8～9月分
12月	10～11月分
2月	12～1月分
4月	2～3月分
6月	4～5月分